

第60回
東京地方裁判所委員会

(令和5年10月2日開催)

議事録

東京地方裁判所委員会（第60回）議事概要メモ

（東京地方裁判所委員会事務局）

第1 日時

令和5年10月2日（月）午後3時30分～午後5時00分

第2 場所

大会議室（東京高等・地方・簡易裁判所合同庁舎）

第3 出席者

（委員） 渡部勇次（委員長）、井上寛、奥国範、小林信昭、齊藤昌子、佐藤達文、澤田千津子、島田耕一、鈴木巧、坪田郁子、中条朋子、深田健志、松本麗、湯浅誠

（事務局） 東京地裁民事首席書記官、同刑事首席書記官、同事務局長、東京簡裁事務部長、東京地裁総務課長、同総務課課長補佐、同総務課庶務第一係長（プレゼンター）

鈴木 謙也 東京地裁民事第8部部総括裁判官

村主 隆行 東京地裁民事第14部部総括裁判官

第4 議題

「民事裁判手続のデジタル化の現状及び未来」

第5 配布資料

- ・ 民事裁判手続のデジタル化の現状及び未来についてのパワーポイント

第6 議事

1 開会

2 新任委員の紹介（齊藤委員、鈴木委員、松本委員、湯浅委員）

3 議題（発言者の大まかな発言の内容を参考に記載した。）

【発言者の表示＝◎：渡部委員長、○：委員、■：鈴木裁判官（プレゼンター）◆：村主裁判官（プレゼンター）】

プレゼンターによるパワーポイントを利用しての説明の後、以下のとおり質疑応答があった。

○ 事件記録を保存する際に電子化するという話に関連して、記録の閲覧の手続については、事件当事者のプライバシーに配慮し、申請者にIDを交付する方法で行うという話があったが、閲覧に供する記録は、氏名等についてはマスクングされることなく表示されるのか。民間の判例検索システムなどで検索すると、判決文については当事者の氏名がマスクングされているところであるが、もしデジタル記録についてマスクングを施すとなると、原本の保存という意味で疑義が生じると思ったため、現時点での方向性でいいので確認したい。

■ 記録のデジタル化については検討中のところであるが、現段階では、記録に記載されている固有名詞等は、そのまま表示されることが想定されている。当事者の氏名や住所

等について表示されたくない場合は、閲覧制限の申立てをしていただき、それに応じて対応することになると考えられる。また、相手方当事者にも情報を閲覧されたくない場合は、秘匿の申出をしてもらうことになる。

- ◎ 記録が電子化され、氏名が表示される場合も、全国の不特定多数の方にインターネット上で自由に見られる状態になるわけではないということではないか。
- 閲覧の申立てをしていただき、申請者に個別にID等を付与して閲覧を許可するということが想定されており、たとえば検索エンジンで検索をすれば事件記録にアクセスできてしまうというシステムではない。
- ◎ 裁判所は明治以来、ずっと紙媒体による手続を行ってきた。裁判所の手続は、出頭の要否や書面の提出の方法が法律や規則で定められており、デジタル化が遅れていたという事情があった。数年前から法律自体を改正して、デジタル化が進められている途上にあるところである。裁判手続のデジタル化については弁護士会など様々な関係者と検討を重ね、情報共有を行い、試行錯誤しながら進めてきたところであり、世間に比べてデジタル化が遅れているという御意見や、利用者目線での御意見も含めて、是非御意見や御質問をいただきたい。
- デジタル化は重要ではあるものの、それ自体が目的ではないということに尽きると思う。弁護士代理人がついていない、当事者本人が裁判の手続を利用する本人訴訟の場合、デジタル化がハードルになってはならないと考える。本人訴訟については今までも手続面で裁判所書記官がフォローをしてきたと思うが、今後は手続面に加えて、デジタル面でのフォローも必要になると思うが、具体的にどのようなことを考えているか。デジタル化が進んだ手続は、これまでの紙媒体による手続と比べて何か注意する点などはあるのか。また、世間に注目されるような事件においては支援者の方がいる場合もあるが、その方はどのような形で裁判に参加することが可能か。様々な方がWebによる裁判手続に参加することになるので、情報リテラシーの向上も求められると思う。
- 一点目の本人訴訟へのフォローという質問については、電子システムを利用して裁判手続を行うことは、弁護士に対しては義務付けられているが、当事者本人については義務ではなく、利用することが可能という規定になっているため、今後も事件書類を紙媒体で提出することが可能である。紙媒体で提出された場合は、裁判所書記官が事件書類を電子データ化する。二点目の質問については、Webによる手続に移行したとしても、手続の中身自体に変更があるわけではない。三点目の質問については、Webで参加する場合でも、口頭弁論期日自体は法廷で行うので、裁判所に来れば誰でも傍聴は可能である。
- 裁判所職員や弁護士などはデジタル化に柔軟に対応できると思うが、デジタル化に取り残される方がないよう、配慮をお願いしたい。
- デジタル化による利便性が多いと感じた。たとえば、首都圏直下地震などが発生しても、デジタル化が進んでいれば司法行政の停滞が避けられると考えられる。逆に、デジ

タル化になじまない手続は何かあるか。証拠調べなどを二次元で行っていいのか、三次元でやった方がいいのではないか、たとえば、証人尋問などをWebで実施すると、見えないところで誰かが証人に指示をしたりする可能性はないか。

- たとえば、裁判所と当事者双方との間で争点整理手続などで事案を法律的に整理する作業は、チャットでやり取りをしたり、画面共有機能を使ったりと、デジタル化になじむと思われる。一方で、御指摘があったとおり、対面による手続の方がいいという場合もあると思う。たとえば、和解手続は直接当事者の話を聞いた方がいい場合もあるし、尋問も、実際に証言を聞いた方がいいという場合もあり得ると思う。尋問については、必ずWebで実施しなければいけないというものではないので、Webで行う場合と対面で行う場合とを使い分けていくことになると思う。Webで尋問を実施する場合は、被尋問者の近くに指示をするような人がいないか、よく注意をして運用していくことになると思う。
- デジタル化が進むことにより、証拠の真贋判定や、プライバシーの配慮について、かなりのコストを費やすことになると思われる。事件記録の閲覧については、申請する際に審査があるのかという点や、IDを付与した場合になりすましがらないか、事件記録が表示された画面をカメラで撮影されるリスクや、申請者以外にも複数人が画面を共有するリスクについて気にかかるところである。
- デジタル証拠についての真贋判定は、それ自体が審理のあり方としても大きな争点になると思われるので、適切に手続が進められるようにしたいと考えている。デジタル記録の閲覧については制度設計中のところであり、未確定の部分も多いが、事件記録は誰でも閲覧可能だと従前から法律で定められていることを付言しておきたい。デジタル記録の閲覧の方法は、申請者のパソコンを使っての閲覧になるのか、それとも裁判所に設置されたパソコンを使っての閲覧になるのか、これから考えていくことになるが、プライバシーへの配慮は必要だと認識している。
- デジタル化により、事件記録を閲覧しやすくなるというメリットがある一方で、記録が表示された画面をスクリーンショット機能を使って保存できてしまったり、物理的にカメラでモニター自体を撮影できてしまったりするリスクもあり、プライバシーの配慮とのせめぎあいが生じると思う。また、謄写の手続についてはどういったことを考えているのか教えていただきたい。
- プライバシーの配慮とのせめぎあいという点は、御指摘のとおりだと思う。閲覧謄写のシステムは、まさに今検討しているところであり、御指摘いただいた点も踏まえて考えていきたい。
- 今後は、調停のような手続もデジタル化されるのか。調停委員や司法委員などもWebでの参加となるのか、それとも裁判所に出頭することになるのか。もし、調停手続もWebでの参加が可能となると、仕事中でも手続に参加することが可能になり、欠席者が減ると感じた。

- 調停手続については、令和5年に改正があり、その改正を踏まえてこれから具体的な運用を検討していく段階にある。
- ◎ なお、家庭裁判所の家事調停はWebによる運用が既に始まっている。家事調停委員は、Webでの参加ではなく裁判所に出頭しており、裁判所と当事者との間でWeb会議を行うという方式をとっている。
- 一口に調停手続と言っても、Webでやり取りができるようになるのか、申立てがWebでできるようになるのか、色々な場面が考えられると思うが、Webで手続を行うことについては現行法でも徐々に可能になってきていると思う。申立て自体をWebで行うことについては、今般法改正があったので、今後実施される段階となっていく。調停手続についても、可能なものから徐々にWebによる手続が実現していくと思う。
- デジタル化を確実に進めていく必要があると考えるが、他の委員からも御指摘があったように、セキュリティやプライバシーの保護などとのバランスが必要になってくると思う。たとえば、移動中でも手続に参加可能となれば、利便性は向上すると思うが、一方で、手続の内容が意図せず周囲に聞こえてしまう可能性もあり、どのようなスタンスで臨むのかを決めていく必要があると考える。また、手続を利用する方の情報セキュリティへの意識も様々あるかと思うが、セキュリティやプライバシーの確保について、何らかの水準を考えているのか、あるいは裁判体に委ねられているのか、あるいは現時点では未定なのか、教えていただきたい。また、通常のビジネス会議であれば、駅や商業施設などに設置されているワークブースなどを活用する場面が多いが、消防法との関係で、多くのワークブースは遮音性が限定されており、一定の音声がかき消されるように設定されているところであるが、こういったワークブースの利用についてはどのように考えているか。
- セキュリティやプライバシーの確保については今後検討していくことになるが、現状においては、Web会議を行うのに適した場所であるかを確認してから手続を進めている。弁論準備手続は原則非公開であるので、Webで実施する際は、当事者本人や代理人以外の方が周りにいないかどうかを確認している。また、Webによる口頭弁論についても、口頭弁論自体は法廷で行われ、法廷の前方の当事者席のスペースについてWebでの参加となるという認識である。
- ◆ 御質問いただいた点については裁判所内部の会議でも議論されているところであり、検討中である。
- 民事はデジタル化が進んでいると感じた。刑事手続は被告人や被害者など個人情報の問題が極めてデリケートであり、身柄拘束手続の関係もあり、デジタル化について慎重に検討しているところである。民事との違いはあるが、刑事手続についても、国民に対して情報をオープンにし、人権や個人情報に配慮しつつ、利便性に依って必要があり、非常に難しいバランス感覚が必要となっている。
- 民事はデジタル化の議論が進んでいると感じた。刑事についてもデジタル化は着実に

進めていく必要があると思う。民事と刑事の違いとして大きなものは、捜査手続があるという点や、警察、検察、弁護士、裁判所など関係者が多い点などが挙げられると思う。プライバシーやセキュリティなどの問題はあるが、刑事についても、今後デジタル化について検討が進んでいくと思う。

第7 次回のテーマ等について

次回のテーマは「裁判員制度について～裁判員経験者の声をどのように反映させるべきか～」(仮題)

第8 次回の開催期日について

令和6年2月6日(火)午後3時30分